

# 情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第1回）議事録

## 第1 開催日時及び場所

平成20年9月30日（火） 14時00分～14時30分

於、総務省第1特別会議室

## 第2 出席委員（敬称略）

齋藤 聖美、酒井 善則、東海 幹夫、辻 正次、安田 雄典

（以上5名）

## 第3 出席臨時委員

根岸 哲

## 第4 出席関係職員

### (1) 総合通信基盤局

桜井 俊（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、  
安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、淵江 淳（事業政策課長）、  
古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）

### (2) 事務局

副島 一則（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

## 第5 議題

### (1) 議決事項

- ア 部会長の選出及び部会長代理の指名について
- イ 電気通信事業部会決定の一部改正（案）について

### (2) 報告事項

「ユニバーサルサービス制度の在り方について」の検討状況について

【平成20年4月22日付け情報通信審議会諮問第1208号】

## 開 会

○副島管理室長　それでは、ただいまから情報通信審議会第1回電気通信事業政策部会を開催させていただきます。

私、事務局を担当させていただきます副島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、部会長が選出されるまでの間、私のほうで議事を進行させていただきます。座って進めさせていただきます。

初めに、この部会、形式上、組織再編に伴いまして第1回とさせていただいておりますけれども、部会のメンバーの皆さま方、ほとんど継続させていただいておりますので、新メンバーとなりました新委員のみをご紹介します。

7月4日付で、再編に伴いまして、ジェイ・ボンド東短証券株式会社社長の齋藤委員が任命されております。齋藤委員、ごあいさつをお願いします。

○齋藤委員　齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○副島管理室長　ありがとうございました。

また、総務省におきまして人事異動がございましたので、ごあいさつをさせていただきますと思います。

○桜井総合通信基盤局長　総合通信基盤局長の桜井でございます。よろしくお願い申し上げます。

○淵江事業政策課長　事業政策課長の淵江でございます。よろしくお願いいたします。

○副島管理室長　ありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

本日は、委員及び臨時委員7名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、公開で開催させていただいております。

## 議 題

### 議決事項

部会長の選出及び部会長代理の指名について

○副島管理室長　それではまず、部会長の選出をお願いしたいと思います。

情報通信審議会令第6条第3項の規程によりまして、部会長は委員の互選により選任することとなっております。皆様からご推薦をお願いしたいと思います。

○酒井委員　皆様、それぞれご見識のある方だと思いますが、接続委員会の主査を務めておられる東海委員が、非常にご経験も豊富ですので、適任だと思ひまして、東海委員をご推薦いたします。

○副島管理室長　ありがとうございます。

ただいま、酒井委員から、東海委員を部会長にとのご推薦をいただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「賛成です」の声あり)

○副島管理室長　それでは、東海委員に部会長をお願いしたいと思います。

新たに部会長にご就任いただきました東海委員より、ごあいさつをお願いしたいと思います。

○東海部会長　ただいま、皆様の互選により、電気通信事業政策部会長に選任をされました東海でございます。委員各位は、各専門領域のエキスパートの方ばかりでいらっしゃいますので、あえて申し上げるまでもないことではございますが、この電気通信事業を取り巻く諸環境というのは、まことに複雑、また錯綜したいろいろな状況を抱え、私どもの前に課題が山積をしているところでございます。

私たち関係者それぞれの英知と、それから適切な判断を十分に駆使して、この状況を発展的に乗り切っていかなければならないかと思っております。

そのような折、大変な重い役割を仰せつかってしまったわけでございます。皆様方の忌憚のないご意見を闊達にお話しいただくという環境づくりをする進行役程度というつもりでお引き受けをしておりますので、どうぞよろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

○副島管理室長　それでは、これ以降の進行を部会長をお願いしたいと思います。

○東海部会長　それでは、皆様のお手元でございます議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと存じます

まず、部会長代理を決めておきたいと思っておりますが、部会長代理は、ご案内のとおり、規程により部会長が指名するということになっておりますので、私から指名させていただきますと思います。

部会長代理には、これまでも私とご一緒にずっといろいろ議論をさせていただいてこられました辻委員にお願いをしたいと思っておりますが、辻委員、よろしゅうございましょうか。それでは、一言ごあいさついただければと思います。

○辻部会長代理　それでは、ただいま部会長代理に選任していただきました辻です。

東海部会長とは、長くご一緒しております、東海部会長は非常に見識も高く、また議事の進行もお上手で、私が出てくる幕はないと思っておりますが、できるだけ部会がスムーズに動くように尽力していきたいと思っております。

また、今般の電気通信の状況につきましては、東海部会長が説明されたとおりであります。ブロードバンドや電気通信は日本が先端を行っておりますので、日本の問題だけではなく、世界の例となるような視点からもいろいろ考えて、皆さんと議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○東海部会長　どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 電気通信事業部会決定の一部改正（案）について

○東海部会長　それでは、今日の議題、議決事項の2番目にございます電気通信事業部会決定の一部改正（案）について、事務局より、まずご説明をお願いしたいと思います。

○副島管理室長　それでは、資料1-1、横のポンチ絵でございますが、ごらんいただきたいと思っております。

電気通信事業部会決定の一部改正ということで、部会の下に置きます委員会の設置、名称の変更、事務内容の変更ということでございます。

皆さんご承知の方が大部分かと思っておりますけれども、左のほうに審議会組織再編前というのがございまして、右のほうに再編後というのがございます。以前、情報通信審議会に電気通信事業部会というものがございまして、この部会の前身になるわけですが、この事業部会の下に接続委員会、ユニバーサルサービス委員会、電気通信番号委員会、基本料等委員会という4つの委員会がございました。それを再編しまして、情報通信審議会と、情報通信行政・郵政行政審議会という2つの審議会に再編されたところございまして、当部会は、上のほうの電気通信事業政策部会というものでございます。別の審議会のほうには、名称は以前のとおりなんですが、電気通信事業部会という部会を設置される予定でございます。

この内容の分担でございますけれども、上のほうには、政策案件、制度のあり方等についての審議をお願いするというように整理しておりまして、下のほうの事業部会のほうには、法で定められた必要的諮問事項等がございます。個々の許認可等などの場合に諮問しなくてはならないと、法律で定められたようなところがございまして、そういった審議を行うという整理をしております。

電気通信事業政策部会、当部会の下には、接続政策委員会、「政策」の2文字を加えてございます。それから、ユニバーサルサービス政策委員会、これも「政策」の2文字を加えてございます。電気通信番号政策委員会、これも「政策」の2文字を加えておりまして、これら3つの委員会を設けるという部会決定の一部改正を行いたいというものでございます。

下のほうで、細かい文字の資料をさっごらんになっていただきますと、情報通信審議会電気通信事業部会決定の一部改正ということで、今回の当政策部会で以前の事業部会決定を改正するという位置づけになってございます。

これを見ますと、改め文ですので見づらうございますが、2枚おめくりいただきまして、上下に分かれた新旧対照表がついてございます。上のほうが改正案でございまして、下のほうが現行というものでございます。「本部会に、接続に係る制度の在り方に関し、専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する」ということで、名称を接続政策委員会とすると。それから、これは全文が改める形になっておりまして、アンダーラインが全部引かれているんですけども、以前と変わりましたところは、この名称のところ、それから構成のところ、委員の次に臨時委員というものを加えてございます。以前は専門委員だけだったんですが、臨時委員というものを制度的に置くという形にしてございます。2項も、臨時委員を追加したものでございます。4項にも、臨時委員を追加しております。

それから、三の2のほうで、1はそのままでございまして、「その他委員の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる」、これが接続政策委員会の内容でございます。

それから次のページをごらんになっていただきまして、同様な形ですけども、ユニバーサルサービスの制度の在り方に関しということで、ユニバーサルサービスの政策委員会を設けるということでございます。この内容も、構成のところ、臨時委員という4文字を追加しておる、それから三の2のところ、「委員会の運営に関し必要な事項

は、主査が委員会に諮り定める」ということを追加してございます。

それから次のページで、番号の関係でございますが、同じく番号に係る制度の在り方に関しということで、番号政策委員会を設けてございます。この変更も、名称と臨時委員という言葉の追加でございます。

以上が、電気通信事業部会決定の一部改正の内容でございます。

私からは、以上でございます。

○東海部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

私から、あまり細かいことを聞くのは適切でないかもしれませんが、今の資料1-1の図の中に、情報通信審議会の中で電気通信事業部会の一番最後に基本料等委員会が廃止という形になっておられます。他の委員会は、2つの部会にその役割を分かち、そういう理解でわかるんですが、これは当部会の問題ではないかと思っておりますけど、この図の中で、基本料等委員会が電気通信事業部会に所属しているという形の廃止という意味と、新たな設置というんでしょうか、意味を少しご説明をいただきたいと思っております。

○副島管理室長　　ちょっとわかりにくくなってございます。この資料は、当部会のある情報通信審議会から見た資料になってございます。先ほどご説明しましたように、2つの審議会に機能を分けたということでございまして、この基本料等委員会は、分かれずに下の情報通信行政・郵政行政審議会のほうの部会に丸ごと移管されてございます。

それで、情報通信審議会から見たときにこの審議会から見たときに廃止になってございます。それで、新しく下のほうに記載されております審議会で新設されたと、そういう形式上の問題となってございます。

○東海部会長　　ありがとうございました。

他の先生、よろしゅうございますか。

他にご意見等ございませんようでしたら、案のとおり決定したいと存じます。よろしくお願いいたします。

## 報告事項

「ユニバーサルサービス制度の在り方について」の検討状況について【平成20年4月22日付け情報通信審議会諮問第1208号】

○東海部会長　それでは、報告事項に移らせていただきたいと思います。

諮問第1208号、「ユニバーサルサービス制度の在り方について」の検討状況について、委員会事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○村松料金サービス課企画官　それでは、資料1-2に基づきまして、ユニバーサルサービス政策委員会におけますユニバーサルサービスの在り方につきましての検討状況につきまして、ご報告申し上げます。

1ページ、2ページは制度の概要でございますので、割愛させていただきたいと思います。

3ページ目、今回の諮問の検討の背景でございますけれども、一番上の新競争促進プログラム2010にございますとおり、IP化に対応した制度の見直しについて、今年4月を目途に審議会に諮問し、当審議会における審議を経て、本年中に結論を得るとされている等ございますので、これに基づきまして、今般、検討をお願いしているものでございます。

これまでの検討でございますが、恐縮ですが、12ページでございますけれども、部会に4月22日に諮問いたしまして、その後、合同ヒアリングを含めまして、8回にわたって、委員会で検討されているところでございます。

続きまして、4ページに戻っていただきまして、今回の見直しの範囲でございますけれども、制度の見直しにつきましては、Iのところでございますように、来年度、2009年度からの3カ年を対象に見直しをお願いしているところでございます。ポンチ絵で申し上げますと赤い部分でございますが、光IP電話等の普及は進展しますが、まだまだ加入電話が契約数の過半と想定される時期がターゲットでございます。それから、その3年間以降の2010年代初頭以降につきましては、IIにございますとおり、制度のあり方につきまして、課題・方向性の整理を行うということで検討いただいているところでございます。以下、各論点ごとの検討状況をご説明したいと思います。

5ページ目が、今後3年間のユニバーサルサービスの範囲でございます。左のグラフにございますとおり、OABJ-IP電話、光IP電話が急速に普及する一方、NTT東西の加入電話は、青い線にございますとおり、年七、八%ずつ減少しておりますけれども、3年間という点では過半ということが想定されているところでございます。右の公衆電話については、今回の検討に際しまして、総務省で行いましたアンケート結果で

ございますけれども、公衆電話のユニバーサルサービスの必要性ということにつきましては、円グラフにございますように、7割以上の方が必要と回答しているというような状況でございます。

そのような状況を踏まえまして検討いただいているわけですが、検討状況といたしましては、下にございますとおり、今後3年間においては、制度の運用開始当初から大きな変化は認められないということから、ユニバーサルサービスの範囲につきましては、現行を維持すべきではないかというふうな議論をいただいているところでございます。

うち、第一種公衆電話につきましては、携帯を持たない高齢者・子供の利用や緊急時・災害時における利用ということで、戸外における最低限の通信手段として位置づけることが適当であり、引き続きこれを制度の対象とすべきということで議論いただいているところでございます。

続きまして、6ページ目が、今後3年間のコストの算定方法でございます。大きく2つ論点がございます。検討項目の(1)と(2)でございますが、左の図にございますとおり、昨年度、利用者負担の抑制の観点からベンチマーク水準を変更してございます。それに伴いまして、補てん対象となる部分につきましては、暫定的に接続料で回収することにしてございます。この当面の措置につきまして、今後どうするかということが1つ目の論点でございます。

この点につきましては、検討状況の1つ目の○にございますとおり、昨年の見直し前の算定方式と見直し後の現行の方式のそれぞれにつきまして、今後3年間の補てん対象額、番号単価、接続料水準の予測値を試算しまして検討を行ったところでございます。現行方式を続ける場合は、補てん対象額は低減の傾向にあり、利用者負担は大きくならない見込みということと、昨年度、見直したばかりというところもございまして、制度の安定性の観点からは、今後3年間ということでは、引き続き現行の方式を継続することが適当ではないかというふうに議論いただいているところでございます。

もう1点目の論点が、検討項目の(3)、図の右側でございますけれども、図の一番右側のグラフにございますとおり、低コスト、都市部におきまして、加入電話が光IP電話に代替するということに伴いましてベンチマーク水準が上昇し、補てん対象額が減少するという影響が、今後顕著になるということはどう考えるかという論点でございますが、この点につきましては、引き続き、来月委員会で検討を予定しております。

続きまして、7ページ目、3年間のコストの負担方法でございます。こちらも2つ論

点がございませう。1つが、検討項目（1）、（2）ということであ、現在、コスト負担の方法は電気通信番号ベースによっているわけなんですけれども、外形的把握が容易等のメリットがある一方で、利用者転嫁が行われやすいということについてどう考えるかという点でございませう。

この点につきましては、下の検討状況にございませうとおり、電気通信番号ベースのほか、通信量ベース、それから双方を組み合わせた併用の方式、3方式につきましては、今後3年間の補てん対象額等の予測値の試算を行いまして検討を行ったところでございます。制度の安定性の観点からは、現行の番号ベースを継続することが適当ではないかという形でご議論いただいているところでございます。

もう1点目が、検討項目の（3）コスト負担事業者の範囲の見直しでございませう。電気通信番号ベースをとる場合、電気通信番号を有していない中継系事業者の負担をどう考えるのかという点と、負担対象事業者は前年度の収益が10億円を超える事業者に限っておりますので、公平性の観点から見直しをしてはどうかという点でございませう。

この点につきましては、検討状況の2つ目の○にございませうように、まず中継系事業者につきましては、昨年度、コストの算定方法の見直しを行いましたけれども、それに伴いまして、ユニバーサルサービスの本来コストでありますFRT-GC間伝送路コストが接続料につけ替えられておりまして、その部分を通じまして、中継系事業者も応分の負担をしているのではないかというふうを考えられるのではないかという議論をいただいているところでございます。もう1つ、10億円超基準につきましては、収益が10億円以下の10社の収益や稼働番号数の状況を踏まえて検討すべきではないかというご議論をいただいているところでございます。

以下、8ページ、9ページは参考資料でございませうが、9ページが具体的に今回コストの算定方法・負担方法の試算をしたところございませうして、右の表にございませうように、コスト算定方法、負担方法のそれぞれバリエーションによりまして、都合7つの案を試算しまして検討いただいたところございませう。

続きまして、10ページ目、今後3年間の周知広報についてでございませう。絵にございませうとおり、支援機関では説明会・施設見学会を開催しましたり、事業者のほうでは封入物等で周知を図っているところございませうけれども、引き続き、国を含め、各機関は消費者の理解に資するという形で周知広報を進めていくべきではないかというご議論をいただいているところございませう。

続きまして、11ページでございますけれども、こちらは2010年代初頭以降の課題整理ということでございます。2010年度初頭以降につきましては、左のポンチ絵にございますとおり、大きく2つの時期に分けてまして議論いただいているところでございます。

1つ目が、フェーズ2（前半）という時期で、全国的に光IP電話への移行が進展しまして、光IP電話の加入数が加入電話の加入数を逆転した以降の時期でございます。もう1つが、フェーズ2（後半）ということで、加入電話がなくなるか局地的になりまして、利用者は光ファイバー、もしくは次世代の携帯電話等、さまざまなブロードバンドを活用して音声通話を利用している時期という、大きく2つの時期で課題を整理いただいているところでございます。

検討状況といたしましては、下にございますように、まずフェーズ2（前半）の課題としましては、加入電話からIP網への具体的な移行計画の早期公表の必要性があるのではないかとか、加入電話とIP網が併存しているときの光IP電話部分のコストの算定方法をどうするのかなどの課題を挙げていただいているところでございます。

フェーズ2（後半）におけます課題といたしましては、その時代のユニバーサルサービスの範囲をどうするのか、公設民営方式で整備したネットワークを対象に含める場合には、コストをどう分析するのか。ユニバーサルサービスを提供している事業者が市場から撤退する場合どう対処するのか等々の課題をいただいているところでございます。

以上が、各論点の検討状況でございます。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、12ページにございますとおり、来月、さらに委員会におきまして残された論点、それから報告書案をご審議いただきまして、10月に部会にお諮りしてパブリックコメントを経まして、年内にご了承いただければということで考えているところでございます。

以上でございます。

○東海部会長　ありがとうございます。ただいまご説明ございましたように、ユニバーサルサービス政策委員会におきまして、現在、検討過程にある案件につきまして、ご報告をいただいたところでございます。近々、この部会で答申案をいただいて、さらに議論を深めなければならないというものでございますが、どうぞ、何かこの段階でのご質問、ご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。

酒井先生も委員の1人でいらっしゃいますが、補足することはございますでしょうか。

○酒井委員　いえ、特にありません。

○東海部会長　よろしゅうございましょうか。

それでは、答申案が出た段階で、部会でいろいろとさらにこれらの議論を深めていただきたいと存じます。

## 閉　　会

○東海部会長　以上で、本日の審議、終了でございます。委員の皆様から、何かご発言  
ございますでしょうか。

事務局からございますでしょうか。

○副島管理室長　この後、予定では14時30分より、この場所、同じ会議室ですけれども、情報通信行政・郵政行政審議会の電気通信事業部会が開催される予定ですので、同じく所属されている委員の方は、この場でしばらくお待ちいただきたいと思います。

○東海部会長　それでは、以上で本日の会議を終了させていただきたいと思います。次回の事業政策部会につきましては、別途確定になり次第、事務局からご案内をさせていただきます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。